

次世代育成支援対策推進法第 19 条第 6 項及び女性活躍推進法第 19 条第 6 項 の規定による特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況の公表

令和 8 年 7 月 30 日公表

令和 7 年度、山梨県教育委員会では、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき策定している「山梨県教育委員会職員仕事・子育て共同参画推進プラン」により、次のような取組を行った。

1 取組内容

(1) 制度等の周知

- 母性保護や育児休業、子育てに関する休暇など子育てに関する制度をはじめ、結婚、出産、児童養育に係る給付金や手当等、各種制度について分かりやすくまとめた「子育てリーフレット」や「子育てハンドブック」「男性職員向け子育てハンドブック」により、制度の周知を図った。
- 職場単位で子育てに関する研修を実施し、母性保護や育児休業、子育てに関する休暇などの子育てに関する制度について周知を図るとともに、「仕事と子育ての両立」について啓発を行った。
- 各所属において子育て相談員を指名するとともに、子育ての経験や知識がある職員を子育てサポーターとして登録し、職員からの子育てに関する相談を受けて必要なアドバイスを行うなどの取組を行った。

(2) 職員の勤務環境の整備に関する取組

- 母性保護及び母性健康管理の観点から、妊娠中の職員について、育児休業や休暇等の取得を促進するとともに、必要に応じ、各所属において業務分担の見直しを行うなどの配慮を行った。
- 配偶者が妊娠中の職員の育児休業や休暇等の取得を促進するため、子育て相談員等による制度の周知を図った。
- 所属長に対し、子育て相談員と連携しながら親となる職員と相談し、取得する休暇やその取得時期を明確にすることで、計画的に子育てに関する休暇を取得できるよう、子育て支援計画表を作成し、活用を求めるなどの取組を行った。

(3) 育児休業・部分休業・育児短時間勤務等の制度の利用促進

- 職場研修等を通じて、全職員に対して育児休業等の制度について周知を図るとともに、育児休業や休暇等が取得しやすいような職場の雰囲気づくりに努めるよう啓発を行った。

(令和 7 年度取得実績) ※前年度以前から引き続き取得している者を含む

育児休業	男性：	26 人、	女性：	68 人
部分休業	男性：	2 人、	女性：	21 人
育児短時間勤務	男性：	0 人、	女性：	0 人

- 育児休業中職員の職場への円滑な復帰を支援するため、育児休業中の職員を対象に研修会を行った。

(内容) ・ 育児休業終了後に利用できる制度等について
・ 育児休業取得経験職員との意見交換

(4) 時間外勤務の縮減

- 職員の適正配置、業務分担の見直し、職員相互間の応援体制の確立、業務の計画的執行・簡素合理化に努めるとともに、時間外勤務の目標時間を定めるなどの取組により、時間外勤務の縮減、適正化を図った。
- また、所属単位で月2日以上の上の定時に帰る日(事務局については完全定時退庁日)を設けるなど、時間外勤務縮減に向けた取組をあわせて実施した。

(5) 年次有給休暇取得の促進

- ゴールデンウィークやお盆の期間、金曜日には会議等を設定しないように努めるなど、職員が連続休暇等を取得しやすい環境づくりを進めた。

(6) 子ども参観日

- 職員が自分の子どもとふれあう機会を充実させるため、親の働いているところや県庁施設を見学する「子ども参観日」を実施(知事部局と共催)。

2 数値目標に対する実績について

数 値 目 標(達成期限:令和7年度)	目 標		実 績
①子育て支援計画表の作成率	100%	⇒	80.5%
②イクメン休暇を5日以上取得する男性教職員の割合	100%(※)	⇒	60.0%
③管理職から、自身の成長のための配置、職務機会の付与、指導助言を受けていると感じる教職員の割合	100%	⇒	91.3%
④育児休業を取得する男性教職員の割合	100%(※)	⇒	63.4%
⑤管理職員以上の女性教育職員の割合(R8.4.1現在) ・小学校・中学校 ・高等学校・特別支援学校	15% 20%	⇒	25.5% 26.9%

①～④は山梨県教育庁及び山梨県教育委員会が所管する学校その他の教育機関の全教職員を対象。

⑤は上記に加え、各市町村等教育委員会が所管する学校その他の教育機関における全県費負担教職員を対象。

(※) 人口減少危機突破に向けた取り組みとして、県が率先して高い目標を掲げ、「男性職員の育児休業等の取得促進」に取り組んでいくこととなったことを踏まえ、教育委員会においても、令和5年8月21日、「山梨県教育委員会職員仕事・子育て共同参画推進プラン」を一部改定し、イクメン休暇を5日以上取得する男性教職員の割合数値目標(改定前70%)、育児休業を取得する男性教職員の割合(改定前30%)をそれぞれ100%に引き上げた。